

BOI は効率向上措置に

デジタル技術使用を**追加**

生産・サービスを含めて企業運営・管理に
デジタル技術の導入を推進すべく



必要条件

- ◆ 被奨励事業か否かにかかわらず、
既に操業している事業であること。
但し、法人所得税免除恩典の取得対象業種に限る。
- ◆ 投資金額は100万バーツ以上、
SMEsの場合は50万バーツ以上とする。
(土地代および運転資金を除く)
- ◆ 機械または設備に投資する必要なく、
デジタル技術使用計画を提出すること。例えば

申請期限

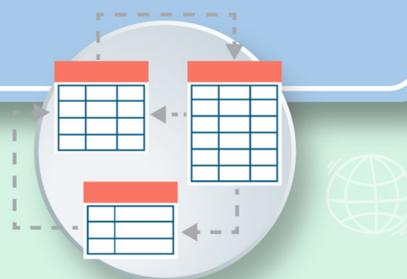
2022年の最終
営業日まで

事業の資源を管理する
ようなソフトウェア
またはその他の
情報システムの導入

人工知能(AI)、
機械学習の活用

ビッグデータの導入
またはデータ分析
(Data Analytics)

National e-Payment
システムにアクセスする
ためのソフトウェアまたは
情報システムの導入



恩典



3年間
にわたり

効率向上の
ための投資金額の
50%
を上限として

法人
所得税を
免除する。